

## 1 概要

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）により、生活保護世帯の子どもが進学する場合に支給されていた「進学準備給付金」について、高等学校等を卒業後に就職して自立する場合にも拡充して「進学・就職準備給付金」を支給することとなった。これに伴い「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」も改正され、日本人の生活保護世帯の子どもの進学・就職準備給付金の支給に関する事務にマイナンバーが利用できることとされたが、外国人の生活保護世帯の子どもについては、「愛媛県個人番号の利用に関する条例」で別途定める必要があるため、改正を行うもの。

※生活保護法の改正により外国人の生活保護者に対して支給される「進学準備給付金」が「進学・就職準備給付金」に改正されるものであり、従前より「進学準備給付金」については個人番号利用条例の県独自事務に制定し、住基ネットを利用している。

### ○参考事項

#### 1 個人番号（マイナンバー）

- ・住民票コードを変換して得られる12桁の番号で、住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために使用されるもの
- ・法で定める事務のほか、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に利用することができる（番号法第9条第2項）

#### 2 本人確認情報

- ・氏名、出生年月日、男女の別、住所、住民票コード、個人番号
- ・法で定める事務のほか、条例で定める事務、本人が利用に同意した事務及び統計資料の作成を行うときに利用することができる（住基法第30条の15第1項）

#### 3 附票本人確認情報

- ・氏名、出生年月日、男女の別、住所、住民票コード
- ・法で定める事務のほか、条例で定める事務、本人が利用に同意した事務及び統計資料の作成を行うときに利用することができる（国外転出者に限る）（住基法第30条の44の6第1項）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）  
（利用範囲）

第九条 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他

の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行うこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めるもの（第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。）がある場合にあっては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

- 2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

### 3～6 省略

別表（第九条関係）【参考：今回関係する事務に類する事務のみ抜粋】

省略	省略
二十三 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
省略	省略

○愛媛県個人番号の利用に関する条例

（個人番号の利用範囲）

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

別表第1（第1条、第2条関係） 【下線部は今回改正箇所】

執行機関	事務
1 知事	高等学校等の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金（以下「高等学校等奨学給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 知事	高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項の高等学校等就学支援金に相当する支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 知事	高等学校の専攻科の生徒に対する修学のための支援金（以下「専攻科修学支援金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 知事	高等学校の専攻科の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金（以下「専攻科奨学給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収（以下「外国人生活保護の実施」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
6 知事	ウイルス性肝炎の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 知事	ウイルス性肝炎等の検査のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 知事	B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに起因する肝がん又は重度肝硬変の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 知事	特定疾患の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 知事	先天性血液凝固因子障害等の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11 知事	20歳未満の者を扶養している者（配偶者のない者に限る。）に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金（以下「高卒認定試験給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの

12 教育委員会	県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
13 教育委員会	高等学校等奨学給付金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
14 教育委員会	学び直し支援金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
15 教育委員会	専攻科修学支援金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
16 教育委員会	専攻科奨学給付金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
17 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって教育委員会規則で定めるもの
18 知事又は教育委員会	法第19条8号に規定する特定個人番号利用事務

○住民基本台帳法（抜粋）

（本人確認情報の利用）

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

- 一 省略
- 二 条例で定める事務を遂行するとき。
- 三～四 省略

（附票本人確認情報の利用）

第三十条の四十四の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）を利用することができる。

- 一 省略
- 二 条例で定める事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）。

三～四 省略

○住民基本台帳法施行条例（抜粋）

（本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務）

第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号の条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

別表第1（第2条関係）

1～7 省略

8 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の1の項から11の項までに掲げる事務

9 省略

## 外国人の生活保護世帯の子どもに対する進学・就職準備給付金の支給に係るマイナンバーの利用

### 【外国人の生活保護世帯の子どもに対する進学・就職準備給付金の概要】

生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業した後に大学等に進学する場合に進学準備給付金が支給される仕組みやその内容との均衡を図る観点から、高等学校等卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うため、生活保護法第 55 条の 5 が改正され、一時金を支給することができることとなった。

外国人に対する生活保護の措置については、昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知に基づき日本人と同様に支給されてきたが、今般の法改正に合わせ同通知も改正され、進学・就職準備金も、日本人と同様に支給することとなった。

### 【支給対象】

- ① 県内に住所を有する者
- ② 日本国籍を有しないもの
- ③ 生活保護受給世帯である者
- ④ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者※
- ⑤ 高等学校等を卒業後安定した職業に確実に就くと見込まれる者※

※18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した者であって、やむを得ない事情により就職できなかったものや、必要な知識、技能を習得後に就職するもの等も含む。また、安定した職業とは、「おおむね六月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるもの」を指す。

### 【マイナンバー利用のメリット】

マイナンバーを利用した情報連携を行うことにより、当該給付金の支給決定審査等において必要な情報を、情報提供ネットワークシステムから取得可能となる。具体的には、当該給付金申請者が生活保護受給者本人であることを確認することや、再支給が制限されている当該給付金について、他の自治体からの支給情報を確認することなどが想定される。また、当該給付金の支給情報を同システムに連携させることにより、他の自治体や受給者本人が、同システムやマイナポータルを利用して、当該給付金の支給情報について確認できるようになる。